

2023年6月1日
大崎工業株式会社

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
一般事業主行動計画

両立支援制度を充実させ、全ての社員がその能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、下記の通り行動計画を策定する。

記

1. 計画期間

2023（令和5）年6月1日から2026（令和8）年5月31日の3年間

2. 目標と取組内容

目標1：年次有給休暇取得率の向上

（取組内容）年次有給休暇について、全部署の取得率を70%以上とする。

有給休暇取得率の低い従業員の所属長に対し、取得を促進させるよう指導する。

有給休暇を取得しやすい職場環境づくり（業務代替者の養成等）を推進する。

（実施時期）2023（令和5）年6月1日～

目標2：育児・介護休業法に基づく育児休業等の両立支援制度を該当者へ100%周知する

（取組内容）産前産後休業や育児休業に関する制度について、出産を控える社員ならびに配偶者が出産を控えるまたは出産した社員へ情報提供を行う。

・チラシを作成し該当者に案内する。

・社内報などを活用した全社員への周知・啓発の実施。

（実施時期）2023（令和5）年6月1日～

目標3：女性労働者の1人以上採用を目指す

（取組内容）女性労働者が活躍できる企業であることをホームページに掲載しPRする。

女性がいなない職種（営業職・現業職）への女性労働者の積極的な配置。

（実施時期）2023（令和5）年6月1日～

以上